

交 規 第 4 6 4 号  
令 和 2 年 1 2 月 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

大規模災害発生時における滅灯信号機対応優先基準の策定について

近年の災害において、平成30年の北海道のブラックアウトでは停電復旧まで約50時間、平成30年の西日本豪雨では停電復旧まで約100時間、去年の台風15号では停電復旧まで約280時間を要するなど、毎年のように、過去に例を見ない風水害が発生し、これに伴う大規模かつ長時間の停電が発生している。

警察もこれらに対応していく必要があることから、別添のとおり、今後の大規模災害に備え、「滅灯信号機対応優先基準」を策定した。

各警察署にあっては今後、滅灯信号機対応優先基準に基づき、管内の全信号交差点のランク付けを実施されたい。

担当 交通規制課 規制第一係

## 減灯信号機対応優先基準

優先ランク	内 容
A	<p>① 信号機電源付加装置*設置交差点 ※「自動起動型信号機電源付加装置」及び「静止型非常用電源付加装置」</p> <p>② 緊急輸送ルート（緊急交通路指定予定路線）上の交差点 又は 主要幹線道路（国道、県道）が交差する交差点 のうち、交通秩序を維持するために<b>最優先</b>で対応すべき交差点で、<b>可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う</b>必要がある交差点</p>
B	<p>主要幹線道路（国道、県道）が交差する交差点のうち、交通秩序を維持するために<b>優先して</b>対応すべき交差点で、<b>可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う</b>必要がある交差点</p>
C	<p>上記AB以外の交差点のうち、交通秩序を維持するたに<b>対応すべき</b>交差点で、<b>警察官により交通整理を行う</b>必要がある交差点</p>
D	<p>上記ABC以外の交差点（一時停止規制等で代替措置が可能な交差点等）</p>